

令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業企画提案公募要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業を委託する者を選定するための企画提案公募について、必要な事項を定めるものである。

2 委託事業の概要

(1) 事業名

令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業

(2) 目的

本市は、令和2年12月に高松市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者と共に、総力を挙げて取り組むことを宣言した。

本業務は、ゼロカーボンシティ実現に向けて優先的に取り組むべき事項として位置付けられる市民のライフスタイルの転換を図るため、市内の団体等が、脱炭素型ライフスタイルについて自ら考え、実践する取組や、ゼロカーボンシティの認知度を向上させる取組を、市からの委託によるモデル事業として実施することにより、脱炭素型ライフスタイルの普及拡大を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

モデル事業の企画提案を募集し、優秀提案として採択された取組を、委託事業として実施する。提案する事業のテーマは、次表に掲げる2つのテーマの中から1つを選択するものとする。提案の選考は2テーマ共通で行い、優秀提案は最大2件までとする。

テーマ	内容
テーマ① 脱炭素型ライフスタイルへの 第一歩をそつと後押し	市民等のライフスタイルを脱炭素型へ転換していくため、脱炭素に関する知識の習得から実践につながるような一連の取組をセットアップして実施することにより、本市が実施する市民への意識啓発や、事業者・団体における環境研修等に活用できるようなツールとすることを目指す。
テーマ② みんなで取り組むはじめての 脱炭素行動	地域コミュニティや市民活動団体など一定の規模を有する団体において、集団として脱炭素に資する取組を実践的に行うことにより、今後、多様な集団で脱炭素行動のスタートアップの取組として実施できるようパッケージ化することを目指す。

(4) 留意事項

- ①脱炭素型ライフスタイルの普及促進に資する内容であること。
- ②イベント、会議等を開催する場合は、感染症対策に十分配慮して実施すること。

③感染拡大防止対策により、予定していた取組の実施が困難となった場合に備えた代替案がある場合は、当該代替案も併せて提出することができる。(任意)

④参加者及び受託者の安全確保が図られていること。

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

(6) 提案上限額

1 提案当たり150,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(7) 対象経費

対象経費は、取組の内容に要する経費(人件費、謝金、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費等)とする。ただし、備品購入費や施設整備費等のハード事業に係る経費、経常的な運営費、その他事業との関連性が認められない経費については対象外とする。

なお、人件費は費用弁償として最低限必要な額に限るものとし、イベント等における参加者に係る経費等は認めない。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次の要件を全て満たす法人又は団体であることを条件とする。

(1) 高松市内に事務所、事業所又は活動拠点を有していること。

(2) 受託事業について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有していること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札に参加できない者に該当しないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 参加申込書の提出の時点において、高松市税の滞納がないこと。

4 スケジュール (予定)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 募集の開始 | 令和7年4月 1日(火) |
| ② 参加申込書の提出期限 | 令和7年4月15日(火) |
| ③ 質問書受付期限 | 令和7年4月15日(火) |
| ④ 企画提案書等の提出期限 | 令和7年4月22日(火) |

- ⑤ 選定結果通知 令和7年4月30日（水）まで（予定）
⑥ 事業者決定・契約締結 令和7年5月 9日（金）まで（予定）

5 応募方法

次のとおり参加申込書及びその添付書類を提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号）

企画提案書等については、「令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業仕様書」を参照の上、提案すること。

ウ 見積書（様式第3号）

(2) 提出部数 1部

※ヒアリングが実施される場合、イについて、追加部数の提出をお願いする場合がある。

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

○ 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時

○ 郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限る。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市ゼロカーボンシティ推進課（担当：泉、三好）

- (4) 提出期限 参加申込書 令和7年4月15日（火）午後5時まで ※郵送の場合は必着
その他の書類 令和7年4月22日（火）午後5時まで ※郵送の場合は必着

(5) 参加申込後の辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和7年4月15日（火）までに、質問書（様式第5号）に質問事項等を記載の上、電子メール（zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp）で提出すること。電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。

回答は、質問書の受付終了後、質問者に随時回答するとともに、市ホームページで公開する。

また、当該回答文書は、公募要領に対して追加又は修正したものとみなす。なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けない。

7 ヒアリングの実施

企画提案書に記載された内容について、ヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程等、詳細は、提案事業者に別途連絡する。

8 審査・選定方法

本市において「令和7年度脱炭素型ライフスタイル推進モデル事業実施業務に係る事業者選定基準」に基づき審査を行い、最高総得点の6割以上かつ上位2者を優秀提案として選定する。審査は非公開とする。

また、選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に文書で通知する。

9 契約手続

詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、内容を精査した上で、随意契約により上限額の範囲での委託契約を締結する。

10 委託料の支払い

委託料については完了払いとし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

支払額は、完了検査時に提出を求める実績報告書における収支決算を審査した上で、2（7）に定める対象経費に該当する経費（ただし、企画提案書に記載された提案価格に基づく契約額を上限とする。）を支払うものとする。

11 その他

- （1）企画提案数は応募者1者当たり1案とする。
- （2）本企画提案に要する経費及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- （3）応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載のあった書類は無効とする。
- （4）提出書類等は返却しない。
- （5）この公募要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

12 周知事項

- （1）売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））

⇒メールアドレス：【naibu.tuho.shinsakai@nifty.com】

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html)

- (3) 高松市では、脱炭素型ライフスタイルへの転換に主体的に取り組んでいただける方を「脱炭素型ライフスタイル推進リーダー」として登録する制度を創設している。このモデル事業に従事した方（団体、個人いずれも可）は、本人の希望により推進リーダーとして登録することができるので、ぜひ登録を御検討いただきたい。

以上